

## 世界遺産暫定一覧表記載資産の準備状況と課題等について

平成 29 年 4 月 24 日  
文化庁記念物課

## 1. 暫定リスト掲載資産

## (1) 武家の古都・鎌倉（平成 4 年暫定一覧表掲載）

「武家の古都・鎌倉」は平成 24 年に推薦書を提出。その後、再推薦に向けて準備中。

## A) 作業状況

- ・ 国内外の比較研究を実施しつつ、再推薦に向け新たな価値付けを検討中。

## B) 課題等（○価値証明に関するもの、□保全管理に関するもの、以下同）

- 「武家の古都」に替わる新たなコンセプトの構築

## C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 平成 29 年度中に「鎌倉」世界遺産登録推薦書検討委員会（仮称）を発足させる予定であるものの、推薦希望時期は未定。

## =====

## (2) 彦根城（平成 4 年暫定一覧表掲載）

## A) 作業状況

- ・ 国内外の学識経験者に個別に面会しつつ、顕著な普遍的価値の方向性、それを証明する構成資産の在り方、国内外の同種の資産との比較研究の在り方等について検討を進めた。

## B) 課題等

- 顕著な普遍的価値の妥当性に関する検討。
- 顕著な普遍的価値を証明するのに過不足ない構成資産となっているか、各構成資産がどのように顕著な普遍的価値に貢献するのかについての検討。
- 保存・活用体制の構築が必要。特に、顕著な普遍的価値等を検討し、

また今後も保存・活用に関して学術的支援を担保するため、学識経験者等による委員会組織を設けることが考えられる。

- 顕著な普遍的価値等について国内外で広く共有を図ることが必要。

#### C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 平成 29 年度に推薦書原案の作成を進め、平成 33 年度までの世界遺産推薦、平成 36 年度までの世界遺産登録を目指すとしている。

---

### (3) 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（平成 19 年暫定一覧表掲載）

#### A) 作業状況

- ・ 中国・韓国等における同時代の遺産との比較研究を実施したうえで、当該遺産の価値付けの方向性を検討中。

#### B) 課題等

- 主張すべき「世界遺産としての価値」の検討
- 比較研究を通じた資産のコンセプト（時代・場所等）の検討
- 遺跡全体に対して史跡等の指定範囲が限定的な資産が含まれているため、必要な追加指定等を行うこと。また、それでも対処できない部分の法的担保措置をどのように確保するか、全体として一貫した法的担保措置の考え方が説明できるか等の検討（明日香法等）。
- 個別資産に係る保存管理計画を踏まえた包括的保存管理計画を策定する必要がある。

#### C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 平成 30 年度末までに推薦書の文案を作成、包括的保存管理計画の策定を行う予定であるものの、推薦希望時期は未定。

---

### (4) 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（平成 21 年暫定一覧表掲載）

#### ○平成 28 年 7 月 25 日付け世界文化遺産・無形文化遺産部会意見

##### (1) 進捗が見られた主な点

- ・ 保存管理面では、鷲ノ木遺跡及び長七谷地貝塚を構成資産から除外したことや、いくつかの構成資産において史跡の追加指定が行われたこと等

によって、課題の解決に向けて一定の進捗が見られた。引き続き他の構成資産についても、史跡の追加指定等の取組が望まれる。

- ・また、保存管理体制に関しても、4道県・関係自治体・国土交通省等からなる「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」の設立などの進捗が見られた。関係者間の協議のさらなる進展が期待される。
- ・来訪者管理戦略に関しては、複数の推奨見学ルートの設定等、広範囲に点在する資産の特性を踏まえた工夫が見られた。

## (2) 課題

1. 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が主張する顕著な普遍的価値のわかりやすい表現をすること。特に世界の新石器文化の中で、本資産が主張する「縄文文化」の固有性または代表性について、論理的な説明をすること。
2. 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が主張する「定住の達成」、「環境への適応」という極めて普遍性のあるテーマを、各構成資産との関係に基づき本資産に特有の顕著な普遍的価値として主張できる論理を明確化すること。
3. 「日本文化の基層」という概念の有用性について、十分に検討すること。
4. 各構成資産がどのように全体としての顕著な普遍的価値に貢献しているか、主張する評価基準との関係で合理的に説明すること。特に完全性の観点から、顕著な普遍的価値を当該17資産で過不足なく示しているかどうか、構成資産の選択についてよく検討すること。
5. 顕著な普遍的価値を示すのに必要な範囲について、キウス周堤墓群・亀ヶ岡石器時代遺跡などの史跡の追加指定を進めること。
6. 資産に影響をおよぼす課題（既存の、または新規に計画されている道路）への対策について、明確な説明をすること。
7. 関係自治体間の協力体制及び全体としての管理体制の在り方を強化すること。
8. 個別の構成資産にかかる保存管理計画を実行し、包括的保存管理計画をさらに改善すること。
9. 来訪者管理戦略、資産全体としての価値の伝え方の戦略をさらに精緻化すること。特に偏在する来訪者をどのようにコントロールするのか、個別の構成資産でどのように全体の価値を説明するのか、展示・復元において真実性をどのように担保するのか等について、明確な戦略が必要。

---

---

## (5) 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（平成 22 年暫定一覧表掲載）

### ○平成 28 年 7 月 25 日付け世界文化遺産・無形文化遺産部会意見

#### (1) 進捗が見られた主な点

- ・西三川砂金山や大間地区の史跡への追加指定，相川鉱山町の重要文化的景観への選定が完了し，推薦書に提示された構成資産が含まれる全ての区域について文化財保護法による保護の担保が図られた。
- ・保存管理体制に関しては，「新潟県世界遺産会議」の設置が明示され，特に行政機関間の調整メカニズムが明確になるなどの進捗が見られた。
- ・来訪者管理戦略や説明戦略に関しても，便益施設の整備計画やガイド体制の構築等の面で進展が見られた。

#### (2) 課題

1. 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」が主張する顕著な普遍的価値をわかりやすく表現すること。特に「鉱山社会」の特質と変遷について，顕著な普遍的価値への貢献の仕方を論理的に説明すること。
2. 各構成資産がどのように全体としての顕著な普遍的価値に貢献しているか，主張する評価基準との関係で合理的に説明すること。特に，技術と集落・生活の在り方との関連という観点から，主張する価値とそれを示す物証との対応関係を明確にすること。（その際，絵図・文献史料の活用を検討すること。）
3. 明治期以降の生産施設（機器・設備類を含む）について，応急的処置を含む具体的な保存・管理・整備にかかる計画を推薦書に明確に反映させること。
4. 行政以外の重要なステークホルダーが保存・管理及び公開・活用に関わるための協議・調整の仕組みについて，推薦書に記載すること。
5. 来訪者管理戦略，資産全体としての価値の伝え方の戦略をさらに精緻化すること。特にツアーの運営方法，アクセス管理，安全管理，地下遺構の価値を伝えるための整備計画等について，推薦書に明確に反映させること。

## (6) 百舌鳥・古市古墳群（平成 22 年暫定一覧表掲載）

### ○平成 28 年 7 月 25 日付け世界文化遺産・無形文化遺産部会意見

#### (1) 進捗が見られた主な点

- ・構成資産の選択及び保存管理面では、保存状況を勘案して 2 資産を除外するなど一定の進展が認められる。引き続き個別の構成資産の保存状況等を踏まえて、構成資産選択の妥当性について説明を精緻化することが望まれる。
- ・保存管理体制に関しては、関係自治体及び宮内庁から構成される「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会」の設置が明示され、関係機関の役割や協議・調整メカニズムが明確になるなどの進展が見られた。本件協議会が実効性のある調整機能を果たせるよう、今後の積極的な活用が期待される。
- ・来訪者管理戦略や説明戦略に関しては、ガイダンス施設の整備や見学のためのモデルコースの設定等の進展が見られた。これらの取組が実効性を持つよう、交通手段の充実、見学者の誘導、安全管理等において、さらなる計画の精緻化が望まれる。

#### (2) 課題

1. 古墳の「階層性」が示す顕著な普遍的価値の合理性を検討し、その結果にもとづく構成資産の選択を論理的に説明すること。その際、時代設定と資産構成との整合性について可能性のあるパターンを検討の上、最も合理的な理論構築を図ること。
2. 各構成資産がどのように全体としての顕著な普遍的価値に貢献しているか、主張する評価基準との関係で合理的に説明すること。
3. 評価基準（iii）で主張する「古墳時代の文化」の特質について東アジア文化史の観点から十分に説明すること。また、評価基準（iv）の適用範囲及び類型に係る整合的な説明の在り方を検討すること。
4. 墳丘上の植生の管理方法に関する調査、管理方針について明確化すること。また、緩衝地帯の設定方法について、当該資産が市街地に所在することを勘案しつつ、眺望以外（周濠に連絡する周辺の水環境、地下遺構の保護、土地利用の現状等）の観点をふまえて具体的に説明すること。
5. 来訪者管理戦略、資産全体としての価値の伝え方の戦略をさらに精緻化すること。特に来訪者周遊の誘導、二つの古墳群間の移動、地域との

協力連携について、実効性を持った計画とすること。

---

---

**(7) 平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（拡張：平成24年暫定一覧表掲載）**

「平泉」は平成23年に2回目の推薦により世界遺産一覧表に掲載されている。その際、最初の推薦時には含まれていたにもかかわらず、再推薦時に含めることができなかつた構成資産について、拡張登録を目指すもの。

**A) 作業状況**

- ・ 学術委員会、研究集会等を実施し、拡張登録を行う上でのコンセプト及び構成資産の位置づけについて検討中。

**B) 課題等**

- 資産に関する調査研究の実施

**C) 自治体における推薦時期の希望等**

- ・ 当面5か年をかけ（～平成29年度）、上記の調査研究・シンポジウム等を行い、平成29年度末までに推薦書素案を作成する予定。
- ・ 平成28年度末、平成30年度の推薦を希望するものとして推薦書エグゼクティブサマリーが文化庁へ提出された。

---

---

**2. 既に推薦書を提出している資産**

**(1) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群**

- ・ 昨年1月にユネスコに対し推薦書を提出。昨年9月のイコモス現地調査等を経て、本年5月にイコモス勧告が行われる予定。

**(2) 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産**

- ・ 本年1月にユネスコに対し推薦書を提出。本年秋頃にイコモス現地調査が実施される予定。